会 議 録

会議の名称	第47回 和泉市入札等監視委員会
開催日時	令和5年5月26日(金) 10時00分から 11時15分まで
開催場所	和泉市役所本館3階 3A会議室
出席者	委員:弁護士、大学教授、警察OB 事務局: (契約検査室)室長兼検査担当課長、契約担当課長、総括主幹、計6名
会議の議題	1.報告案件 (1)入札・契約手続きの運用状況について ①和泉市公募型指名競争入札実施要綱及び和泉市建設工事における現場代理人等常駐義務緩和取扱要綱の一部改正について ②和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱の一部改正について (2)指名停止について (3)再苦情処理の状況について 2.審議案件 (1)工事等の入札方法別抽出事案審議 和泉市入札等監視委員会の運営に関する事務取扱基準第2条第1号の工事等一覧表から、同基準第3条に基づき、発注方法別に、委員長に指名された委員が事前に抽出した事案について審議を行う。(審議対象期間:令和4年12月1日から令和5年3月31日までの工事等入札案件)
会議の要旨	事務局から、入札・契約手続の運用状況、指名停止、再苦情処理の状況 について報告、工事等の入札方法別抽出事案について説明し、審議を行な った。
会議録の 作成方法	□全文記録 ■要点記録
記録内容の 確認方法	■会議の議長の確認を得ている □出席した構成員全員の確認を得ている □その他()

その他の必要 会議非公開 事項(会議の 公開·非公 開、傍聴人数 等)

審議内容(発言者、発言内容、審議経過、結論等)

1. 報告案件

(1)入札・契約手続の運用状況について

①和泉市公募型指名競争入札実施要綱及び和泉市建設工事における現場代理人等常駐 義務緩和取扱要綱の一部改正について

委員長~案件の内容について説明願う。

事務局~建設業法施行令において、特定建設業の許可及び監理技術者の配置が必要となる 下請代金額や監理技術者等の専任を要する請負代金額等の引き上げ並びに技術 検定制度の見直しが行われたことから、両要綱の改正を行った。

委 員~質疑なし

②和泉市入札参加有資格業者指名停止要綱の一部改正について

委員長~案件の内容について説明願う。

事務局~同要綱について、下記のとおり改正を行った・

- ・指名停止措置要件のいずれかに該当する疑いがあるという場合における指名回 避措置を講じないよう改正を行った。
- ・先例により運用が確定している場合の指名停止期間の改正を行った。
- ・電子入札において無断で入札に参加しなかった場合については、指名停止措置 要件に該当させないよう改正を行った。

委 員~質疑なし

(2) 指名停止について

・指名停止業者 9者

委 員~質疑なし

(3) 再苦情処理の状況について

・苦情処理案件 該当無し

2. 審議案件

(1) 工事等の入札方法別抽出事案件審議

事務局~令和4年12月1日から令和5年3月31日まで(69件)の委員抽出案件(9 件)について説明

・制限付一般競争入札案件(3件のうち、1件)

- 事務局~和泉市制限付一般競争入札実施要綱において、土木一式工事については、設計金額が1億5,000万円以上、建築一式工事・電気工事・管工事・造園工事及び舗装工事については、設計金額が9,000万円以上の工事が対象工事となる。
 - ①北信太駅自由通路整備工事(R4-6)
- 委員~工事等一覧表に同じ名称の工事があるが関連しているのか。
- 事務局~公告後に設計書に誤りがあっため入札を中止し、その後再入札を行っていること から、同じ名称の工事が2件ある。
- 委員長~制限付一般競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。
- ・公募型指名競争入札案件(44件のうち、5件)
- 事務局~公募型指名競争入札の参加要件は、和泉市公募型指名競争入札実施要綱に基づき、工事案件に応じた工種・格付け等級と技術者を配置できることと規定している。
 - ②貝吹山古墳ブロック積み改修工事
 - ③黒鳥12-10号線管布設工事その5
 - ④市立南松尾はつが野学園増築電気設備工事
 - ⑤市立南松尾はつが野学園増築機械設備工事
 - ⑥福瀬町配水管布設工事
- 委 員~②はブロック塀を積んだ後に撤去するのか。また、工事等一覧表の通し番号23に 記載のある「幸・王子共同墓地及び信太山墓地ブロック塀他改修工事」とは、工 事内容は異なるのか。
- 事務局〜②は、隣接地とのブロック塀を老朽化により取替したもので撤去の予定はない。 通し番号23は、ブロック塀を取り壊し、フェンスを設置したものとなっている。 委員〜③について、参加業者数が多い理由は何か。
- 事務局~土木の格付けA等級からC等級まで3等級としており、それぞれ40者程度の登録がある。登録業者が他の工種と比較すると多くなっていることから参加業者が多い傾向になる。
- 委 員~④⑤は、同じ場所の工事だと思われるが、同じ工事として発注しないのか。
- 事務局〜和泉市の発注する建設工事の分離・分割発注の取扱要領に基づき、市内事業者等 の受注機会の増大などを図るため、工種ごとに分けて発注している。
- 委 員~⑥について、設計金額が5,000万円を超えているが、公募型指名競争入札案件となるのか。
- 事務局〜土木一式工事については、設計金額が1億5,000万円以上が制限付一般競争入札となるため、本案件は公募型指名競争入札で実施している。
- 委員長~公募型指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。
- ・指名競争入札案件(1件のうち、1件)

- 事務局~指名競争入札の業者選定方法は、和泉市建設工事指名業者選定要綱に基づき、設計金額に応じた格付け業者及び業者数を指名している。指名する業者は(和泉市建設工事指名競争入札実施要綱)に基づき、公平性・透明性を確保し、選定している。
 - (7)和泉市立小中学校空調設備整備工事実施設計業務委託
- 委員~落札率が75%と工事と比較すると低い数字となっているが、問題ないか。
- 事務局~和泉市予定価格及び最低制限価格設定要綱に基づき最低制限価格等を設定している。要綱に基づき算出した結果、最低制限価格は下限である75%となったものである。
- 委員~応札した3者での金額の差が大きいように思うが、理由は何か。
- 事務局~建築コンサルタントを対象とした設計業務委託であり、工事と比較して人件費が 多くを占めている。業者ごとに人件費に差があることから金額に差が出ているの ではないかと考えている。
- 委員~特別教室は、全部でどのくらいの数があるのか。
- 事務局~市内には、小学校が16校、中学校が7校、義務教育学校が1校あり、それらに 設置されている特別教室となる。
- 委員~辞退、事前辞退、無効について説明を願う。
- 事務局~「事前辞退」は、入札までに辞退をしたもの、「辞退」は、「辞退」と記載のある入札書を投函したものである。本案件の「無効」は、郵便入札において、市の指定している郵送方法でなかったことから、郵送方法に不備があったものである。
- 委員長〜指名競争入札の抽出案件は適正に執行されたと認める。

・随意契約案件(7件のうち、2件)

- ⑧仏並児童遊園管理工事(R4-1)
- ⑨北信太駅前整備事業用地等管理工事(R4-2)
- 委 員~®について、業者選定理由が空欄となっているのはなぜか。
- 事務局~今後、理由を記載するよう改める。
- 委 員〜⑨について、安全に工事を行うということで、同じ業者と随意契約したということだが、他の業者も含めた外部が納得できるような説明ができるのか。
- 事務局~本案件の施工場所は、別工事の真横での工事であり、それぞれの工事の安全・円滑かつ適切な施工を確保するため、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号並びに和泉市随意契約ガイドライン第6号に基づき、別工事を施工している工事業者と随意契約を締結したものである。
- 委員長~随意契約の抽出案件は適正に執行されたと認める。

以上